

会 議 録

会 議 名	第28期小金井市公民館運営審議会第20回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成19年7月27日（金）午後2時30分から午後5時7分		
開 催 場 所	公民館本館 学習室A・B		
出 席 委 員	島田委員長 田頭副委員長 今川委員 長田委員 熊谷委員 竹内委員		
欠 席 委 員	大橋委員 神島委員 木村委員 道城委員		
事 務 局 員	中嶋館長 鉄谷庶務係長 松本事業係長 鈴木主査 渡邊主査 長堀主査 葛城主査 渡辺社会教育主事		
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 第19期公民館企画実行委員の選任について</p> <p>(2) その他</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次回公運審日程について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 各館事業の計画・報告について</p> <p>(2) 第28期公民館運営審議会のまとめについて</p> <p>(3) 公民館の基本方針づくりについて</p> <p>(4) その他</p> <p>3 配布資料</p> <p>(1) 各館事業の計画・報告</p> <p>(2) 第19回審議会会議録</p>		

## 会 議 結 果

中嶋館長 第19回会議録を本日配付しておりますが、既に確認済みです。ご承認よろしいでしょうか。

島田委員長 第19回会議録の確認は良いですか。

委員一同 確認しました。

### 1 報告事項

#### (1) 第19期公民館企画実行委員の選任について

中嶋館長 7月10日第7回教育委員会定例会に、選任に関し同意を求める議案を提出し、原案通り可決されました。7月24日午前10時から本館学習室で委嘱状の伝達をいたしました。

委嘱されました本館2人、貫井南分館1人、東分館1人、緑分館2人、の計6人の名簿を配付しました。任期は、平成19年7月11日から平成20年7月20日までの残任期間となります。

なお、追加委嘱する委員の概要ですが、6人の性別は女性3人、男性3人、平均年齢65歳、男性平均66歳・女性平均64歳、立候補は4人、団体推薦は2人となります。

次に、今回の6人を含めた全館の委員30人では、女性15人、男性15人となります。平均年齢64歳、男性平均67歳・女性平均61歳。最高年齢は女性で79歳、最少年齢は女性で39歳。

また、立候補は25人、団体推薦は5人となり、新任は25人、再任は2期で5人です。

島田委員長 各館とも、なるべく若い人と言う努力はされているのですか。

中嶋館長 いろいろ声をかけてはおります。

渡辺社会教育主事 年齢の若さでなく、公民館や施設にあまり来たことのない方がなっただけだったことは、一つの成果だと思っております。

島田委員長 昨年の公民館研究大会では末包さんからの報告もあり、小金井市の企画実行委員についてはかなり高い関心が寄せられたと言うことがあり、委員の活躍とか、個人とかが一層張り切って受け止められたと言う事があれば、うれしいと思います。機会を見て研修会などを通して深め方を期待したいと思います。

#### (2) その他

##### ア 次回公運審日程について

中嶋館長 9月28日(金)午後2時30分、本館学習室A・Bを予定しています。なお、9月は議会開催中であり予定といたします。また、第29回公民館運営審議会委員への委嘱状の伝達式を予定しております。

島田委員長 6月に地方教育行政の組織及び、運営に関する法律が一部改正になり、24条2項が追加されました。そして自治体のスポーツや文化にかかわる事業は、教育委員会の意見を聞いて市長部局に移す事ができると規定されました。すでに市長部局に生涯学習課をおき、そこに社会教育領域が包み込まれるという体制を取っている自治体もあります。小金井

については館長からそういう具体的な議論は特にないという事を聞きました。

もう一点、第54回日本社会教育学会研究大会が東京農工大学農学部キャンパスで9月8・9・10日の3日間開かれます。1回目の午前中は開催校のある地域にサービスする文化事業を行うという慣例になっておまして、9月8日の午前中に公開シンポジウムが準備されています。是非関心を持ってお出かけ頂きたい。

これは基本方針のところで議論されていますけれど、これからの社会教育というのは公立公民館中心だけではないだろう。地域にある様々な文化活動やスポーツ、芸術活動が広く交流しあって地域に学びの公共空間を作っていく。官から民へとと言われるけど、すべて民に任せればいいという事ではなくて、人々が大勢集まって力をあわせて共通したものを創っていくという事こそ公共だから、公民館もそういう理念を持って、そういう学びの公共空間を地域にどう広げるかという事を自由に議論したいという事です。

近頃民間の事業体というものが非常に注目されていますけど、NPOもその一つですが、一つ有力な候補として民間財団法人として活用されている日野社会教育センターの活動の経験を話して頂く。それから実際長い歴史のある公民館活動の関係者から話を頂いている。こういう三つの方向からのご発言を頂いてこれからの地域の学びの公共空間をどういう風に進めて行ったらいいだろうかという学びの場を設定しております。チラシがまとまった段階で広く公民館、その他の社会教育関係、市民団体にも配布する予定ですので紹介させて頂きました。参加は無料です。

学会費で構成されている研究大会も開かれますので資料代をとることがあっても、地元で開放された事業は参加無料です。それから一日目の午後から始まる研究大会は自前の研究大会ですので参加費を頂き研究大会の報告レジメをのせた広告資料は午後から配られます。関係者だけでなく参加者に自由に話を聞いて頂く事になっております。

長田委員

7月19日昭島の公民館で研究大会の企画委員会がありました。

前回、大会趣旨について二つの意見がありましたが一つにまとまりました。日程は19年12月16日(日)午前9時30分から午後4時30分、昭島市公民館ホールで全体集会が行われます。その後、課題別集会が公民館と昭島市保健福祉センターで分かれて行われます。そして式典があり、そのあと全体集会として公民館の講演があります。講演者は学芸大学の小林文人さんです。

もう一つは7月14日委員部会の研究会があり、東久留米図書館で全体会そして公民館に移動して交流会が行われました。参加者が約35人、特に交流会の中では5つのグループに分れ話し合いを行いました。

私のグループは、公運審としてどういう考えでやっているのかという話し合いでした。始めてあった人達ですからなかなか本論に行き難く自分の担当地の公民館の様子を主に話しておりました。私は第4グループ

で、市民と公民館のパイプ役になろうと思っているが、非常に難しい問題でどのようにしたら良いかよく判らないという事がありました。こういう問題については2・3回目の研修の中で取上げられると思います。

東村山では、実際に無料化が望ましいけれど財政状況から有料化に踏み切ったという話が出ておりました。それから公運審の開かれる回数は東村山では年6回、東久留米は年6回から4回になったと、これについて多い少ないの議論がありましたが結論は出ませんでした。その他予算の使い道等、話が出ましたが各館の様子の話で終止し2・3回目の研修会でそれぞれのテーマで討議されると思います。

島田委員長 年6回は東久留米ですね。時代状況の反映があるかと思います。非常に重要な交流だと思います。これまでは、講師を呼んで話を聞くという会議が多かったと思いますが。

長田委員 今回1回目でしたので、今のような課題が出てくるわけで、それを2・3回目で委員が集まり整理をし、講師を呼ぶという話になってくるかと思っています。

島田委員長 28期と29期の境目なので難しいことだと思いますが、28期までの経験が29期に伝えられるというのは今日審議頂くまとめを通してというのが一つですが、それ以外にありますか。今、大事な委員部会の交流研究課題が残っておりますが、うまく伝わりますか。

中嶋館長 東村山市の補足をしますが限定的有料であり、免除規定に該当する団体は、ホール以外無料が有料化になったということです。

島田委員長 引継ぎというのは28・29期の問題もありますが、後程議論して今は毎回丁寧な報告を頂いていますが都の公民館研究大会と委員部会の交流を話していただきました。

## 2 審議事項

### (1) 各館事業の計画・報告について

中嶋館長 お手元に「平成18年度事業のまとめ」をお配りしています。なお、関係者にも現在配付中がございます。

島田委員長 今回の基本方針作りの議論の始まりは、「事業のまとめ」に今年度重点をおいて取り組んだこと、年度の基本方針、総括的な報告があって、小金井の公民館はこんな所に力を入れているのか、こんなことが課題として残っているのかということが分かるまとめがほしいということでした。

事業報告の項目程度に終わっていますので、公民館報告書としては是非中味のあるものをお願いしたいと思います。

討論素材としてまとめた私共の提案をこれから3者で協議する場を作って頂く事になっております。その中で是非いいものを練り上げて頂いてそれが事業報告に反映されることを期待しております。

竹内委員 講師謝礼は、どのような基準に従っているのですか。

中嶋館長 講座によって、講師謝礼1時間8,000円、12,000円、補助講師4,000円です。

- 竹内委員 社会福祉協議会でも市の委託で同じような事業をやっています。吹き矢については、折衝して講師謝礼は、2時間5,000円で実施しました。
- 公民館で基準が決まっていれば、一つの考え方かも知れませんが、市の予算を有効に使うということからすると、柔軟に考えて安くできるものは安くするという考え方も必要だと思います。
- 島田委員長 全市的に講師謝金の基準があるのか、公民館の慣例がありますし、都内の市の謝金を聞きますと中心部から遠いほど高いということがあり、講師に呼ばれるなら遠くがいいという話があります。謝金でいくような講師なんてけしからんと思いますね。それはともかく不均一の場合は、例えば竹内委員はどういう場で議論されたらいいのでしょうか。
- 竹内委員 基準を決めてもいいのですが、もうちょっと柔軟な考えでお金を大事に使うべきです。行政の場合はいったん決めるとそのままですね。
- お金は有効に大事に使うという意味では、多少の違いだったとしてもかく、差が大きいのので問題提起とします。
- 島田委員長 一つの問題であることを公民館事務局で受け止めてもらって、仲間うちで技量を持った人をお願いする。しかし仲間だからただで使うんでなくてやはり労力行使や資料準備で一定のお金がかかれば補償するとかいろいろな考え方があると思います。
- 今川委員は、ボランティア活動をやっているそのあたりのご意見があるかと思うのですが。
- 今川委員 私達のボランティア活動の中で、インターカルチャーセミナーを年に2・3回やっております。大使館の方、大学関係者、留学生そういう方をお招きして、それぞれの国のお話を聞く会です。どなたにお願いするときでも、ボランティアグループなので、謝礼は大変少ないのですが一律5,000円です。
- 皆さん喜んでやってくださいます。大使館の方々は、自分の国のお料理まで作って持って来てくださいます。また、留学生の感想を聞きますと留学をした日本で自分の国のお話をすることが出来て大変光栄ですと喜んでいます。
- 私たちは、2時間のうち1時間話をして頂き、あとはスナックなどを食べながら自由に質問して頂く、お話を聞きながら交流する会です。
- 謝金について、不満を聞いたことはありません。
- 田頭副委員長 講師がどういう方でどういうところに属しているかという事で変わってくるかと思えます。
- 例えば、私たちプレイパークなのでプレイリーダーを講師として掘り起こす様な場合ですと、どこにも属さずにまだ職業として認められていないプレイリーダーという分野をなんとか開拓していこうという団体からリーダーを要請する場合は、ある程度謝礼が必要になると考えております。
- 講師をされる方によって違ってくると思います。もう少し幅広くいろ

いろな方面から検討して頂き、無駄がないようかつ有効的に、時間をかけて検討して頂く事が必要だと思いました。

熊谷委員 「アロマDE楽しむ生活」は、どこの公民館ですか。  
この企画はとても良いと思います。

鈴木主査 本町分館です。  
昨年も企画し、評判がとても良かったので、内容を少し変更して企画しました。

熊谷委員 是非、継続してやっていただきたい。何故かという、特に喘息の人に効果があるようです。アロマセラピーで、喘息が快方に向かっている人を知っています。

島田委員長 「月刊こうみんかん」事業計画のお知らせ先行型になりますが、受講者の感想があると、読んだ人が参加してみようという気になると思います。

(2) 第28期公民館運営審議会のまとめについて

島田委員長 (案) について説明  
別添の資料と書きましたが、答申は既に出してあり、基本方針づくりも別にまとめられるのでなくても良いのではと思っています。ご意見をいただきたいと思います。

竹内委員 別添を削れという意味ですか。

島田委員長 ご相談です。記録としては付いていたほうが良いでしょうか。

中嶋館長 答申など所管課で保管しています。

島田委員長 この活動報告は新しい委員に配られますので、竹内委員が云った様に別添として方針などが付いていた方がよろしいですね。

竹内委員 原案通りですね。

長田委員 大会や委員会に参加した記録も欲しいですね。

島田委員長 関東甲信越静公民館研究大会が開かれたことなど、載せた方が良いでしょうね。事務局で運営審議会記録というものをまとめてくれますか。

中嶋館長 事務局でまとめることとします。

島田委員長 詳しくは参照するけど、何月何日大会があって、誰が参加したか。

中嶋館長 そのように検討いたします。

今川委員 神島委員、長田委員が運営審議会委員を代表して、外部の会議に出席されていらっしゃると思います。おそらく今後も続くと思いますので、何時どういう委員会があったということを記録に残したほうがいいのかと思います。

島田委員長 私は前年にならって会議記録だけにして、これを少し膨らませただけでしたので、今云われた点を補足したいと思います。

館長、主要な会議記録と神島、長田委員が参加された資料をよろしくお願いします。

それでは、指摘された事項を補足、訂正しメール発送し、ご意見があった場合、館長と相談してまとめることでよろしいでしょうか。

全員に送って8月15日までご意見を頂いて8月15日過ぎに最終的に目を通すということによろしいですか。提出の日付は9月8日と8月31日とどちらがよろしいでしょうか。

中嶋館長 任期は9月8日までありますので、それまでの日付であれば良いと思います。

(3) 公民館の基本方針づくりについて

島田委員長 (案)について説明

基本方針づくりの討議の素材としてご意見をお聞きしたいと思います

竹内委員 小金井市公民館運営審議会委員長名で、宛先は小金井市公民館館長中嶋様になるんですね。

島田委員長 宛先はこれで、提言というところに運営審議会と書いて、委員長名を書いた方がいいのか、あるいは上の頭書きのところに委員長名を書いた方がいいのか、ご検討頂こうと思います。

竹内委員 それはどちらでも良いと思います。

公運審は、館長から諮問を受けて審議する機関です。

公民館から基本方針が出てこないの、作ることになったわけです。

審議会として出すわけですから、説明をしておく必要があると思います。

島田委員長 基本方針づくりについて、経緯を説明すればいいのですね。

中嶋館長 最後の参考資料に「小金井市教育委員会の方針として教育文化施設の管理に指定管理者制度の導入は考えられていない」と書かれています。教育委員会では、18年度に生涯学習課の市立清里山荘は指定管理者制度になり、21年度に体育館業務と栗山公園運動施設も指定管理者制度の導入を予定しています。ここでは削除するか、もしくは現状として、市の方針として決まっている平成21年度までに業務の見直しを図り一部非常勤化を実施することとなっていますので、この事実を書いていただきたいと思います。

島田委員長 わかりました。経緯をこれからお話しします。

まず、竹内委員の云われるように、いうまでもなく運営審議会は社会教育法第29条で置くことができるようになっており、館長の諮問に応じ各種事業について調査・審議するようになっており、かねてから基本方針づくりについて検討をしてきたものです。

竹内委員 必要があって、やったわけですから。館長からの諮問があったわけではないですから。

島田委員長 そういう意見があればそうしますが、よろしいですか。

むしろ、関係者が自分達でやろうと進めてきたわけですから。

竹内委員 思う気持ちは同じですけど、あれだけの文章というのは歴史に残るものであり、公運審委員として説明がつくようにしていただければ。

島田委員長 本日、出席の委員は異論がないと思います。

長田委員 先ほど竹内委員が言ったのと同じ気持ちです。タイトルが小金井市公民館基本方針づくりの討議のための提言(案)はこの文章の解釈の仕

方は、読むとあたかも提言をしているようにとれます。基本方針をつくって欲しい、そういう提言をしていこうと言っているのか、提言そのものをつくろうという、そういう意味なのか。

島田委員長 その中間なのです。基本方針をつくって欲しいという事をこの間いつてきて、ようやくつくろうということになったから、つくって欲しいという提言はすんだ。けれど基本方針そのものがこれなんだという風に解釈されると、それは間違いで、基本方針の提言ではないのです。

ですから、基本方針の提言ではないが、そのための資料を出しておきますということです。

長田委員 もしそうだとすると基本方針を今後、こういう段取りでやって欲しいという事の方が大事ではないですか。

島田委員長 それは、三者で相談しましょうとなっていたものですから。

それも例えばタイトルを提言ということから「討議のために」と言う表現にしておく。

熊谷委員 討議のための考え方という表現にしてはどうですか。

島田委員長 考え方というといろいろな考え方が出るとは思います。

熊谷委員 提言はまずいのではないですか。

島田委員長 提言はというのは、この間使っていて、あえてこだわった訳ですが、しかし狙うところは、提言を出すという事でなく、これから基本方針づくりに動く人が関心を持って参加してくれればいいわけですから。

田頭副委員長 この運営審議会の席で、基本方針をつくっていかなければならないと機運が高まったという事だと思います。

島田委員長 二つを書けばいいのではないですか。竹内委員がいわれたように公運審の業務は館長の諮問を受けると言う事に法律上なっているが、この間公民館の活動を重ねていく中で、関係者の協力で基本方針を練り上げようという行為が強くなった。それでこういう場を作って討議のための資料をまとめると書けばどうですか。

竹内委員 あと、両論併記として、出来るだけ皆さんの意見を取りまとめていただければと思います。

島田委員長 例えば、ボランティア活動にとって無料制は欠かせません。

しかしこれをめぐっては、いろいろ意見はあるが、経済的負担が不参加の理由になってはならないと言う点で、意見は概ね一致しています。

セイフティネットは設けるべきだという意見もありますが、それは、一部で見られるような一律的な非常勤職員への業務委託ではありません。非常勤嘱託職員は、市が採用するわけですから。

竹内委員 その下にあって、「しかしそれが正規職員の減員につながることはないよ」という心配も強いものがあります。」とありますが、こういう意見もありますよとするならばまだしもです。

島田委員長 心配もありますよと書けば良いが、強いものと書くのは良くない。

竹内委員 精神論ですよね。

島田委員長 その点は議論をしていただいて、どうまとめるかを聞きたいと思いますが、竹内委員が感じられている様なトーンは教育文化施設が備える



べき基本条件というものを時代の流れによって、なしくずし的にそぎおとされている状況を認めるのか、それについては、一定のブレーキをかけておくのかその違いだろうと思います。

竹内委員 積極的に認めるべき。例えば、小金井の公民館でいえば、中央には正職員の専門職スタッフを置くべきだと、各館はNPOでも、非常勤職員、市民の運営委員会、それで運営していく方法もあります。基本が違うからどうしても委員長と意見が食い違うのですが、企画調整は職員がきちっとすべきで、実際の業務の運営は市民に任せればいい。方針をきちっとすればできるし、現にそういうことをやっているところもたくさんあるわけですから、それに対して反対論もあるので、それだけを主張するつもりはないが、こういう意見とこういう意見があってまとまらなかったというならわかります。

島田委員長 それは委員長の立場から言うともとめなければいけないと思いますが、私個人の意見とすると、なかなか認めがたい問題がある。分館がないところに比べればすごく恵まれているけど、分館だからNPOでも、非正規職員でも良いではないかという時に二つの問題があります。

原則的に言うと社会教育の本来のあり方を体得している職員であれば、こういう対応すべきだということを考えているけど、善意で自分の領域での経験が豊かであるが、社会教育職員としての原則を必ずしも踏まえていない職員の場合は、対応を誤る事柄がいっぱい体験しているものですから。しかし、社会教育主事講習を45日受ければそういう資格が身に付くかということそれは違うと思いますから。実は、その点が悩みなのです。

竹内委員 例えば、公募すれば非常勤嘱託でも経験のあるスタッフが沢山いると思います。

島田委員長 そうです。実質的力量からいえば、そうだと思います。例えば、公民館受付の一つをとってみても、この日はふさがっておりますが、何日なら空いておりますがどうですかというだけで、市民サービスとなります。

社会教育施設の職員は受付業務に至るまで、そういう観点を持たなければいけないというふうに養成されるべきですが、養成されていない現実もあります。

それから竹内委員が言われる様に、職員でなくてもその辺のことを十分出来る経験や力量をもっている人もいます。

竹内委員 そこまで言うとは今は最終会議ですからまとまりませんね。  
両論併記なら両論併記らしく、両論併記をしないで、一つの意見中心にいくのであれば、委員長の責任でやってもらうしかないです。

熊谷委員 職員と市民サポートスタッフの配置とありますが市民サポートスタッフの配置というのは今まで聞いたことがない表現ですけど、これはどこから出てきたものですか。

島田委員長 3回ぐらい前から報告にあります。正規職員でないけど、熱心に職員を助けて活動してくれる力量ある市民サポートスタッフとして、登用し

活用することの期待が大きい、そういう意味です。全部職員でなければならぬということは無理ですから。

竹内委員 市民サポートスタッフは、ボランティアですか。無償、有償ボランティアですか。

島田委員長 そういうふうにはっきり書かないほうがいいと思います。ですから一定の時間手当では払うべきではないとか、交通費までは補償しようかといろいろあると思いますが、サポートスタッフとして書いておけば、じゃあどういふふうに具体的に動くかとか議論になるので、竹内委員が私としてはここに一つの文章を用意して、どうしてもまとまらなければ、私の名前で書くとしたら、私は原則を書かなければならない。だけど、出来ることがあれば、これまで長い時間かけてきたものを生かしてまとめたい。しかしまとまらないものならば、今日のお集まりの方々に限られるけど、納得のいく形で、両論併記にしていく。竹内委員の云われた意見をもう一度繰り返していただき、それが両論併記的な表現として変更可能であれば、なるべく、全員一致にしたいと思いますが、もう一度両論併記の部分についてご意見をお聞きしたい。

竹内委員 あとは、委員長の判断でやってくればいいのかではないですか。

島田委員長 2点、折角いわれたのでページと行数のところをいっていただけませんか。

竹内委員 例えば、「無料制は欠かせません。」と「有料化は必要」と併記すべきです。

島田委員長 ただ、経済的負担が不参加の理由であってはならないということを具体的に表現をどのように変えれば納得いただけますか。

竹内委員 例えば、「ただ経済的負担が不参加の理由になってはならないという点では意見は概ね一致しています。」のところでは「そういう心配の強いものがあります。」ではないでしょうか。

島田委員長 心配もありますという意見ならば、いいわけですね。

竹内委員 次に「しかし、それが正規職員の減員につながることをないよという心配も強いものがあります。」として、両論併記でなく、これも断定しているわけです。

島田委員長 「という心配をする意見もあります。」これでいいのではないですか。それが、正規職員の減員につながることをないよという心配する意見もある。

竹内委員 一つの意見ですね。

島田委員長 そうすると、「経済的負担が不参加の理由にならないよという意見もあります。」となるならばいいんですか。

竹内委員 そうですね。

島田委員長 それは、小委員会の中で、ボランティア活動でやっている利用者は、ボランティア活動をやっている故に部屋を借りると部屋代を払わなければいけないとか、厳しい生活をしている外国人の人達が来てくれるかどうかという意見もだされて、みんなの胸を打ったものですから。

竹内委員 それは福祉的な団体とか、社会教育的な団体とか。高齢者の団体、児

<p>島田委員長</p>	<p>童青少年の団体のところは減免にすればいいのでは、と考えています。しかし団体とも限らないですね。</p> <p>それでは「ただ経済的負担が不参加の理由にはなってはならない」というくだりは「経済的負担の不参加の理由になることを心配する意見もあります。」ならばいいですか。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>そういうことで、わかりました。</p>
<p>島田委員長</p>	<p>そういうふうに私と竹内委員で修正いたしました。</p>
<p>中嶋館長</p>	<p>修正しておいた方がいいかと思しますので、最初の1ページに「企画実行委員会」というのがあります。これは「企画実行委員の会議」に、以降すべて「企画実行委員の会議」に名称を改めて頂ければと思います。それからそのページに「さまざまな困難な強まる中に」が、「さまざまな困難が強まる中で」だと思えます。そして1のところで「運営を貫いて歩みを誇りに思っているものであります。」抜けていると思えます。たとえば、「貫いてきた」とか、「貫いている歩みを」とか、にしてはいかがでしょうか。その下の「企画実行委員の会」ですね。それと、3ページ計画Ⅱ. 1. (3)「もっと多くの市民のいうところで多彩な事業作りが」でなく「多彩な事業計画作りを目指さなければなりません」4ページの機能の充実の中で計画の貫井北町地域センターとありますが(仮称)を入れてください。それと貫井北町地域センターの上に特に子どもにとっては「機能しなければなりません」は、「機能が求められています。」とか。同じように「活性化を進めなければなりません」は「活性化を進める必要があります」とか。7ページの「公民館館長におかれましては」の文では、最初のところとダブっているので、いづれかの一方でよいと思えます。そしてその下の社会教育法のところで、地方公共団体、の後の「が」をとって、次に社会教育法第29条と第27条の③④で「持つ」という表現ありますが、必置規定ではないので、「置くことができる」としてはいかがでしょうか。</p>
<p>島田委員長</p>	<p>法律文だと持つというと必ず持たなければならないということになるので。</p>
<p>中嶋館長</p>	<p>持つことが出来るの「持つ」を使うのでしたら、「置くことが出来る」といった方が規定通りだからわかりやすいのではないのでしょうか。</p>
<p>島田委員長</p>	<p>これは法律的には館長が言った通りです。</p>
<p>中嶋館長</p>	<p>8ページ最後に、「指定管理者制度の導入は考えられていない」については、市の方針として決定していることがありますので、「公民館は、業務の見直しを行い、一部非常勤嘱託化を平成21年度に実施予定」と明記していただきたいと思えます。</p>
<p>島田委員長</p>	<p>その点では、公民館の特色として書いたのです。</p>
<p>中嶋館長</p>	<p>公民館の現状とか。</p>
<p>島田委員長</p>	<p>現状では、教育文化施設の管理に指定管理者制度の導入はなされていないという意味です。</p>
<p>中嶋館長</p>	<p>ただし、市の方針として事実あるということについて、書いて頂きたいと思えます。</p>

島田委員長	いろいろご指摘ありがとうございました。
長堀主査	公民館事務局（職員）と館長・職員と二種類の標記がありますが、何か意図があるのですか。
島田委員長	事務局とさえ書いておけばいいものか、ご相談したかったのです。
中嶋館長	館長、これは公民館事務局という表現でよいのでしょうか。 公民館職員としてはいかがでしょうか。 職員の中には、館長も含まれます。
島田委員長	公民館運営審議会も機関だしそういった場合、職員と書くと公民館運営審議会委員と書かないとバランスがとれませんね。
中嶋館長	公民館館長も職員の一人でございます。
島田委員長	これは法律文書ではなくて、討議のためにということですから、誤解を招かないようにわかれば良いですね。
中嶋館長	誤解を招かないということで良いと思います。 職員から指摘がありまして、1ページの「三多摩地区」を、「多摩地区」としたらどうでしょうか。
島田委員長	多摩地域でよろしいのではないかと。
中嶋館長	小金井の場合は地区館を分館としています。それから、数字はアラビア数字でなく漢数字でよろしいかと。8ページの②「企画実行委員会制度」を「企画実行委員制度」で会を除いてはかがでしょうか。
島田委員長	いろいろありがとうございました。 この間、意見の食い違いもあり、しかもそれをまとめるについては、まとめ方にバイアスがかかったり、納得できないものもあったと思いますが、内容的なことについては、かなり歩み寄って頂いたことがあろうかと思えます。その点で熊谷委員のご指摘の通り「提言」というよりソフトな表現にしておけば、多少強調点の違いがあっても、それは討議の材料であるんだということにして頂ければと思います。この様な形で1年間にわたってご努力頂きました。私の不手際を深くお詫び申し上げますが、これを機会に公民館のあり方について、いろんな立場から議論が出来たということは、大きな成果であり、改めて最後の御礼を申し上げます。多様なご意見があり、意見が出ることは発展の源だと思います。それにふさわしい討論の深まりや、時間が充分でなかったことは、残念でございました。それでも委員の皆さんと公民館職員の皆さんに支えられ、なんとか28期を終えることが出来ました。29期にむけて討議の材料を残すことができたことは、意見の違いはあるにしても、作業をやって、次に引き継ぐことができました。 皆様方のご協力に改めて感謝して、この期の最後の会合を締めさせていただきます。ありがとうございました。
	第20回審議会を終了いたします。